

ホーム	金融庁について	報道・広報	政策・審議会	法令・指針等	金融機関情報	国際関係情報	アクセス F S A (広報誌)
-----	---------	-------	--------	--------	--------	--------	------------------

ホーム > 報道発表資料 > 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等の公布及びパブリックコメントの結果について

ポスト

令和 8 年 5 月 22 日
金融庁

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等の公布及びパブリックコメントの結果について

金融庁では、[「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」](#)等につきまして、令和 7 年 12 月 26 日（金曜）から令和 8 年 1 月 30 日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、4 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、[（別紙 1）](#)を御覧ください。

1. 改正の概要

- (1) 有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲の拡大等
令和 7 年 6 月 6 日に成立した「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 66 号）における特定信託受益権に関する規定の整備等に伴い、金融商品取引法上の有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲を拡大する等の改正を行うものです。
- (2) インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直し
金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告（令和 7 年 12 月 26 日）を踏まえ、インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする改正を行うものです。

具体的な改正の内容については、[（別紙 2）](#) 及び [（別紙 3）](#) を御参照ください。

2. 公布・施行日等

本件に係る政令は令和 8 年 5 月 19 日（火曜）に閣議決定され、本件に係る内閣府令と併せて、本日公布されております。

上記（1）の改正は令和 8 年 6 月 1 日（月曜）、上記（2）の改正は同年 7 月 1 日（水曜）から施行されます。

- (別紙 1) [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙 2) [📄 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令](#)
- (別紙 3) [📄 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

🏢 金融庁金融研究センター

📊 SESU 証券取引等監視委員会

🏢 CPAAOB 公認会計士・監査審査会

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管


企画市場局市場課（庁内用3609、2622）

サイトマップ


▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ アクセスFSA（広報誌）
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ 金融行政方針
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
 - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ 金融研究センター 


▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
 - ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
 - ▶ 国際金融センター 
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会（FSB）
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
 - ▶ 金融活動作業部会（FATF）
 - ▶ その他

▶ アクセスFSA（広報誌）

▲ ページの先頭に戻る

利用規約・免責事項/著作権 | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティ | アクセス | 御意見・問い合わせ | 各種情報検索サービス（EDINET等） | 関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000